

甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

平成25年 2月26日付け24生産第2826号

一部改正平成26年 2月 6日付け25生産第2977号

第1 趣旨

さとうきび、てん菜等の甘味資源作物は台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等や冷涼地帯での畑作輪作を展開する北海道における基幹作物であり、地場産業である製糖業とともに地域経済を支える存在であるが、大型の台風、干ばつ、高温多雨等の異常気象や病虫害の発生等により、生産者等の持続的な再生産や安定生産の維持が困難な状況になっている。

このような状況が継続することは、地域経済への影響が大きいことから、早期に甘味資源作物の増産を図り、安定生産体制を緊急的に確立するため、生産者が地域の実情に応じて取り組む増産技術の導入や持続的な営農体制の確立に向けた農業機械等の導入、甘味資源作物を加工し市場に供給する製糖工場の体質・機能強化について、緊急的・集中的に取り組む必要がある。

このため、平成24年度にさとうきび等安定生産体制緊急確立事業により造成したてん菜振興基金及びさとうきび増産基金を積み増し、これらの基金を活用して甘味資源作物の生産・加工の各段階における取組を推進することにより、地域経済の維持・発展を図ることとする。

第2 事業の内容等

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、てん菜振興基金及びさとうきび増産基金を積み増し、次に掲げる事業の実施に必要な経費は、基金の果実及び取崩しから充当するものとし、基金管理団体が実施する事業の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

1 効率的機械作業体制緊急整備事業

- (1) さとうきび農業機械等リース支援事業
- (2) 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業

2 さとうきび生産回復・増産体制緊急確立事業

- (1) さとうきび増産緊急対策事業
- (2) 国内産糖経営体質強化対策事業

第3 基金の管理期間等

本事業により積み増した基金の管理期間及び基金管理団体が実施する事業の実施

期間は、平成26年度末までとする。

第4 基金管理団体

基金管理団体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところにより選定された次に掲げる者とする。

- 1 第2の1の（1）及び2の事業に係るさとうきび増産基金の造成及び管理については、公益社団法人鹿児島県糖業振興協会
- 2 第2の1の（1）及び2の（1）の事業に係るさとうきび増産基金の造成及び管理については、公益社団法人沖縄県糖業振興協会
- 3 第2の1の（2）の事業に係るてん菜振興基金の造成及び管理については、一般社団法人北海道てん菜協会

第5 基金の造成等

1 基金の造成

基金は、国からの補助金を原資として基金管理団体が造成するものとする。

ただし、地方公共団体、生産者団体等からの補助金や拠出金を原資とすることを妨げない。

2 基金の運用方法

基金の運用については、金融機関への預金等元本が保証された方法によるものとする。

3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

4 基金管理団体の業務

基金管理団体は、別表に掲げる事業実施主体に対し、同表に掲げる補助率の範囲内で、事業の実施に必要な経費を助成するものとする。また、基金管理団体は、原資の種類や事業の種類ごとに勘定を区分することその他必要な措置を講じ、基金の運用管理を適切に行うものとする。

5 基金の取崩しの制限

基金（3により繰り入れられた果実を含む。）は、第2に掲げる事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。ただし、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を得て、4に定める業務の実施に係る事務に要する経費に充てることができる。

また、第2に掲げる各事業に対し交付を受けた補助金は、それぞれの事業の実施に用いることとし、地方農政局長が特に認めた場合に限り、基金内の事業間の流用を行うことができるものとする。

6 業務方法書の作成

- （1）基金管理団体は、4に定める業務を実施するための業務方法書を作成しなけ

ればならない。

(2) (1) の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ア 業務の実施方針
- イ 基金の運用管理方法及び用途
- ウ 業務の実施手続
- エ その他業務の実施に必要な事項

(3) 基金管理団体は、基金の原資となる国からの補助金の交付を申請するに当たっては、(2) により作成した業務方法書について、生産局長の承認を受けるものとする。また、これを変更しようとするときも同様とする。

7 返還された補助金等の取扱い

事業の終了前に事業実施主体から補助金等の返還があった場合は、これを基金に繰り入れるものとする。

8 基金の残額の取扱い

(1) 基金管理団体は、基金の管理期間の終了時において、基金に残額がある場合は、これを国に報告するものとする。

(2) 国は、基金の管理期間の終了時まで、基金に使用される見込みのない残額がある場合には、これを返還するよう命ずるものとする。

第6 事業計画等

1 事業計画の作成

基金管理団体は、国から補助金の交付決定を受けた後、必要に応じて関係者から意見を聴き、第2に定める事業ごとに事業計画を作成するものとする。

なお、事業計画の内容や様式については、生産局長が別に定めるところによる。

2 事業計画の承認

(1) 基金管理団体は、事業計画を地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 地方農政局長は、(1) により提出された事業計画について審査し、適切であると認める場合に承認するものとし、基金管理団体に対し、その結果について速やかに通知を行うものとする。

3 事業計画の重要な変更

事業計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、その手続は、1及び2に準じて行うものとする。

4 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、事業ごとに地方農政局長が承認した事業計画に基づき、事業実施計画を作成し、基金管理団体の承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画においては、事業実施主体名、事業実施地区、事業実施年度、成果目標、事業内容、事業費及び区分、収支予算等について定めること

とし、その内容や様式については、生産局長が別に定めるところによる。

- (2) 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ地方農政局長と協議するものとする。
- (3) 事業実施計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、その手続は(1)及び(2)に準ずるものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、生産局長が別に定めるところにより、1により提出のあった報告を取りまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第8 事業の評価

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業の評価を実施し、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、生産局長が別に定めるところにより、事業の評価及び事業実施主体への指導を行うものとする。
- 3 基金管理団体は、生産局長が別に定めるところにより、1により提出のあった報告並びに2により行った評価及び指導の内容をとりまとめ、地方農政局長に報告するものとする。

第9 指導監督

国は、基金管理団体に対し、基金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第10 事業の適正な執行の確保等

- 1 国は、基金管理団体に対し、事業の実施等の基金の運営について、資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。
- 2 国は、本事業の実施等の基金の運営の適正な執行を確保するため、必要に応じて、実施手続等について関係者以外の者の意見を聴取するものとする。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、生産局長に対し、速やかに情報を共有することとし、生産局長及び地方農政局長は、その実施に係る項目について、必要に応じて協議するものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前のさとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱の規定に基づき造成した甘味資源作物等農業機械等リース支援基金及び砂糖供給安定化緊急対策基金の管理並びにこれらの基金を活用して行われた事業の取扱いについては、なお従前の例による。